

令和5年度(2023年度) 固定資産(土地・家屋)縦覧帳簿の縦覧

令和5年(2023年)1月1日現在、八王子市内に土地や家屋を所有している方(非課税の方を除く)は、市内の土地や家屋(土地のみを所有している方は土地、家屋のみを所有している方は家屋)の価格などを記載した縦覧帳簿をご覧になれます。これにより、他の土地や家屋と比較して、ご自身の土地や家屋の評価が適正であるかどうかを確認することができます。

□期間 令和5年(2023年)4月3日(月曜日)から5月31日(水曜日)まで

土曜日・日曜日、祝日を除く

□時間 午前8時30分～午後5時

□手数料 無料

□場所 八王子市役所2階 資産税課

□縦覧帳簿記載内容

土地は 所在・地番・地目・地積・価格

家屋は 所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格

税額・所有者の氏名
及び住所は記載し
ていません。

□縦覧対象者 下表のとおり

縦覧を申請できる方		申請に必要なもの
		本人確認書類共通 ・マイナンバーカード、運転免許証、保険証など
①	令和5年(2023年)1月1日現在、八王子市内に土地や家屋を所有している方(非課税の方を除く)	・所有者が法人の場合は、申請書に法人登録印(代表者印)の押印が必要です
②	①の相続人の方	・①の方と②の方との相続関係がわかる書類(コピー可)
③	①②から委任されている方	・①②の方からの委任状 ※②の方から委任されている場合は、①の方と②の方との相続関係がわかる書類(コピー可)も必要です

☆ 注意事項 ☆

○縦覧帳簿には、所有者の氏名は記載されませんので、申請の際は、所在・地番または家屋番号を指定してください(住居表示地区は、住所と地番が一致しない場合もありますのでご注意ください)。

○ご自身が所有するもの以外の土地や家屋の評価の内容については詳細にご説明することはできません。

○縦覧帳簿のコピー、写真撮影はできません。

○委任状などの偽造によるトラブル防止のため、委任された方に確認をとらせていただく場合もあります。

○混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします。

□審査の申出 固定資産課税台帳に登録された「価格」について不服がある場合は、文書により固定資産評価審査委員会(税制課 Tel.042-620-7396)に審査の申出をすることができます。
(申出期間: 固定資産課税台帳の縦覧期間の初日～納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月を経過する日)

ただし、基準年度(評価替えの年度)以外の年度については、地目の変換、家屋の改築または損壊などの事情により評価が変わった場合などを除き、審査の申出をすることができません。

《問い合わせ先》 八王子市 財政部 資産税課(庶務担当 Tel.042-620-7251)
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号